

## 令和8年度 熊本県立学校特別支援学校サポーター募集案内

## 1 職 名

特別支援学校サポーター

## 2 職務内容

介助業務

(例) 児童生徒の見守り、教材の準備、後片付け、給食配膳・下膳等

その他校長が必要と判断した業務

(変更の範囲) 変更なし

## 3 勤務条件

(1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任 用 期 間：令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)

(3) 勤 務 地：熊本県立熊本聾学校(変更の範囲) 変更なし

(4) 勤 務 日 数：月20日以内で校長が定める。

※学校閉庁日・入学者選抜検査日は勤務を割り振らない日とする。

(5) 勤 務 時 間：午前8時50分～午後2時50分(週4日)

午前8時50分～午後1時50分(週1日)

※週29時間以内で1日の勤務時間は6時間又は5時間とする。

(6) 休 憩 時 間：無

(7) 休 日 等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする

(8) 休 暇 等：年次有給休暇 あり(6ヶ月間継続勤務した場合)

※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(介護休暇等)あり

(9) 報 酬 等：①報酬日額 6時間7,061円～8,482円、5時間6,334円～7,069円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

(10) 社 会 保 険：社会保険の加入 有

雇用保険の加入 有

(11) 公務災害等補償等：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

(12) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を

良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

(13) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(14) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

(15) 特記事項：本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

※詳細は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱及び熊本県立特別支援学校サポーター設置要項による

## 5 受験資格

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 選考方法

面接による。応募者が3名を超える場合は書類選考を行います。

面接日 令和8年3月16日(月) 15時30分から順番に行います。

## 7 面接選考結果通知

面接日より3日以内に電話にてご連絡します。

## 8 応募方法

- ・応募者は、事前に学校担当者へ電話にて連絡後、履歴書を郵送またはご持参ください。追って面接日時等をお知らせします。ハローワークを通じて申し込む場合は、事前にハローワークから連絡のうえ、「紹介状」を添付してください。
- ・持参の場合、受付時間は、平日8：30～16：30までとなります。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募の状況によっては早めに申込みを締め切る場合があります。

【連絡先】〒862-0901  
熊本市東区東町3丁目14-2  
熊本県立熊本聾学校  
電話：096-368-2135